

就業服務法

第一章 總則	
第 1 条	社会及び経済発展の増進により、国民の就労を促進する目的から、この法律を制定する。この法律に定めがない場合、其他法律の規定を適用する。
第 2 条	この法律における用語の定義は次の通りである： 1. 就業服務：国民の就業及び使用者の労働者募集を支援するために提供するサービスを指す。 2. 就業服務機構：就業服務を提供する機構を指す。政府機関が設置する場合、公立就業服務機構となり、政府以外の私人又は団体が設置する場合、私立就業服務機構となる。 3. 使用者：労働者を招聘、雇用し、仕事に従事する者を指す。 4. 中高齢者：年齢が満 45 歳から 65 歳までの国民を指す。 5. 長期失業者：失業期間が連続して 1 年以上になり、且つ労働者保険の脱退手続を行った日の前三年以内の保険加入合計期間が満 6 ヶ月以上で、直近 1 ヶ月間で公立就業服務機構で求職登記を行った者を指す。
第 3 条	国民は、職業選択の自由がある。但し、法律が禁止又は制限する場合はこの限りではない。
第 4 条	労働能力のある国民は、一律平等に就労服務を受けることができる。
第 5 条	国民の平等な就労機会を保障するために、使用者は求職者又はそれが雇用する労働者に対し、種族、階級、言語、思想、宗教、党派、親及び先祖の出身地、出生地、性別、性的指向、年齢、婚姻、容貌、五官、身心障害又は組合委員の身分であることを理由に、差別してはならない。他の法律に明文規定がある場合、その規定に基づく。(第 1 項) 使用者の労働者募集又は雇用には、次の事情があってはならない： 1. 不実の広告又は掲示 2. 面接者又は労働者の意思に反し、その国民身分証明証、就労証明証又は其他証明書類を留置すること 3. 面接者又は労働者の財物の留置、又は保証金の徴収 4. 面接者又は労働者を公の秩序又は善良な風俗に反する仕事に従事させるため派遣すること 5. 外国人雇用の申請許可、募集、導入、又は管理事項の処理にあたり、不実の資料又は健康検査検体を提供すること(第 2 項)
第 6 条	この法律でいう主務機関とは、中央の場合、行政院勞工委員会、直轄市の場合、直轄市政府、県(市)の場合、県(市)政府を指す。(第 1 項) 中央主務機関は、行政院原住民委員会と共に、原住民の就業服務に関する事項を取り扱わなければならない。(第 2 項) 中央主務機関が掌理する事項は次の通り： 1. 全国規模の国民就業政策、法令、計画及び方案の制定 2. 全国規模の就業市場情報の提供 3. 就業服務作業基準の制定 4. 全国規模の就業服務業務の監督・指導、調整及び評価 5. 使用者が申請する外国人雇用の許可及び管理

	<p>6. 下記の仲介業者の私立就業服務機構の許可、営業停止又は廃業許可の取扱い</p> <p>(1) 外国人の中華民国国内における就労の仲介</p> <p>(2) 香港又は澳門居民、中国地区人民の台湾地区における就労の仲介</p> <p>(3) 本国国民の台湾地区以外の地区における就労の仲介</p> <p>7. その他全国レベルの国民就業服務及び就業促進に関する事項 (第3項)</p> <p>直轄市、県(市)の主務機関が掌理する事項は次の通り:</p> <p>1. 就業差別の認定</p> <p>2. 外国人の中華民国国内での就労に関する管理及び検査</p> <p>3. 本国国民の国内就労を仲介する私立就業服務機構の許可、営業停止又は廃業許可</p> <p>4. 前項第6号及び前号を除く私立就業服務機構の管理</p> <p>5. その他国民の就業服務に関する協同事項 (第4項)</p>
第7条	主務機関は、労働者、使用者、政府の代表及び学者専門家を招聘し、就業服務推進委員会を組成し、就業服務及び就労促進等の事項を検討することができる。
第8条	就業服務担当人員の専門知識及び作業効率の増進を目的に、主務機関は定期的に研修を行うことができる。
第9条	就業服務機構及びその人員は、使用者と面接者の資料につき、就業斡旋上必要とする場合を除き、これを対外に公開してはならない。
第10条	<p>法に基づく同盟罷工期間、又は労働契約の終止に伴い、多数労働者の権利に関わる労使争議の調停機関において、就業服務機構は面接者を、かかる同盟罷工又は労使争議の場所での労働を斡旋してはならない。(第1項)</p> <p>前項の多数労働者とは、労使争議に関わる事業単位の労働者が10人以上、又は10人に満たないが、かかる労使争議の場所にいる労働者が3分の1以上を占める場合を指す。(第2項)</p>
第11条	<p>主務機関は、国民の就業推進に対して卓越した貢献をした者に、奨励及び表彰する。(第1項)</p> <p>前項の奨励及び表彰資格条件、項目、方式及び遵守事項の規程は、中央主務機関が定める。(第2項)</p>
第二章 政府就業服務	
第12条	<p>主務機関は業務上必要とする場合、各地に公立就業服務機構を設置することができる。(第1項)</p> <p>直轄市、県(市)管轄区における原住民の人口が二万人以上に達する場合、原住民の特殊文化に対応する原住民公立就業服務機構を設立することができる。(第2項)</p> <p>前二項の公立就業服務機構設置規則は、中央主務機関が定める。(第3項)</p>
第13条	公立就業服務機構が行う就業服務は、原則として無料とする。但し、使用者からの面接試験の委託を受けたことにより生じる費用は、使用者から徴収する。
第14条	公立就業服務機構は、応募者及び使用者の応募申請、募集登記を拒絶してはならない。但し、その申請に法令違反がある又は職業斡旋のために必要とする資料の提供を拒否する場合はこの限りではない。
第15条	公立就業服務機構が斡旋する応募者が生活保護者である場合、その面接に要する旅費の補助を斟酌することができる。
第16条	公立就業服務機構は、その業務区域の給与変動、労働需要及び今後の見通し等の資料を募集、整理、分析し、就業市場情報として提供しなければならない。
第17条	公立就業服務機構は、国民の職業選択又は職業への順応を支援する目的で、就労に関する相談を受け付けなければならない。

第 18 条	公立就業服務機構とその業務区域における学校は互いに密接に連絡をとり、学校が行う学生のための就職相談に協力し、卒業生の就職又は職業訓練への参加を推薦し、就職後の就職相談を協同して行う。
第 19 条	就職のための知識及び能力に欠ける応募者への相談に関し、公立就業服務機構はそれに職業訓練への参加を薦めることができる。職業訓練を修業した者に対し、就職を推薦し協力しなければならない。
第 20 条	公立就業服務機構は労働者失業保険の受給を申請している者に対し、それに就職又は職業訓練への参加を薦めなければならない。
第三章 就労推進	
第 21 条	政府は就業と失業状況に関する調査資料に基づき、労働力の供給と需要に関する措置を考案し、労働力の有効的な運用及び国民の就業を促進しなければならない。
第 22 条	中央主務機関は、地区間の労働力の供給と需要の均衡の促進並びに労働者失業保険給付の実施に合わせ、全国規模の就労情報ネットワークを確立しなければならない。
第 23 条	中央主務機関は、不景気により大量失業が生じた場合、使用者に組合又は労働者と話し合いにより、就労時間の削減、給与の調整、研修実施等の方式による人員削減の回避を勧めることができ、実際の需要により、研修実施の強化又は臨時雇用機会の創出、独立開業貸付の利息補助などの援助措置を講じ、必要な場合、関連する手当、補助金を支給し、就労を促進しなければならない。(第 1 項) 前項の利息補助、手当及び補助金の申請資格条件、項目、方式、期間、原資及びその他遵守すべき事項の規程は、中央主務機関が定める。(第 2 項)
第 24 条	就職を希望する次の者に対し、主務機関は、その就職を助長するための計画を草案しなければならず、必要な場合、関連する手当又は補助金を支給することができる。 1. 単独で家計を負担する者 2. 中高齢者 3. 身体障害者 4. 原住民 5. 生活補助を受ける家庭で労働能力のある者 6. 長期失業者 7. その他中央主務機関が必要と判断する者 (第 1 項) 前項の計画は確実に実行させるために、定期的に検討しなければならない。(第 2 項) 第 1 項の手当及び補助金の申請資格条件、項目、方式、期間、原資及びその他遵守すべき事項の規程は、主務機関が定める。(第 3 項)
第 25 条	公立就業服務機構は、身体障害者又は中高齢者に適する就職機会を得ることに率先して努め、定期的に公告しなければならない。
第 26 条	単独で家計を負担する者の就職、又は妊娠、出産又は育児のために退職した婦女の再就職の相談について、主務機関は実際の需要に応じ、職業訓練を行う。
第 27 条	身体障害者および原住民の労働環境への順応を支援するために、主務機関はは実際の需要に応じ、職業訓練を行う。
第 28 条	公立就業服務機構は、身体障害者及び原住民の就職斡旋後、追跡訪問を行い、その就職への順応につき支援しなければならない。
第 29 条	直轄市及び県(市)主務機関は、管轄区内における生活補助家庭で就労能力がある者について、リストを当地

	の公立就業服務機構に送り、就職又は職業訓練の参加を勧める。
第 30 条	公立就業服務機構は、当地の徴兵機構と緊密に連絡をとり、退役者の就職又は職業訓練の参加を勧め、支援する。
第 31 条	公立就業服務機構は、更生保護会と緊密に連絡をとり、被保護者の就職又は職業訓練の参加を勧め、支援する。
第 32 条	中央主務機関は、国民の就労促進のために、毎年予算編成を行い、権限と責任によりこの法律規定の措置を執行しなければならない。(第 1 項)
	中央主務機関は、実際の直轄市、県(市)主務機関の財務状況に応じ、補助を行うことができる。(第 2 項)
第 33 条	使用者が労働者との労働契約を終止する場合、労働者の離職 10 日前までに労働契約を終止する労働者の氏名、性、年齢、住所、電話番号、担当する仕事、解雇手当金及び就職相談が必要かどうかなどの事項につき、そのリストを当地主務機関及び公立就業服務機構に届出なければならない。但し、その労働契約の終止が、天災、事変又はその他不可抗力の事情に起因する場合、かかる労働者の離職日から 3 日以内に行わなければならない。(第 1 項)
	公立就業服務機構は、前項の届出書類を受領した後、労働契約終止の労働者の意向、就労能力により、その再就職を支援しなければならない。(第 2 項)
第 33-1 条	中央主務機構は、この法律で定める就業服務及び就労促進掌理事項を、所属の就業服務機構又は職業訓練機構、直轄市、県(市)主務機構又は関連機関(機構)、団体に委任し処理することができる。
第四章 民間就業服務	
第 34 条	私立就業服務機構及びその支部機構は、主務機関へ設立許可を申請しなければならず、許可書発給後、就業服務業務に従事することができる。かかる許可書は、定期的に更新しなければならない。(第 1 項)
	許可無しに就業服務業務に従事してはならない。但し、法に基づき設立した学校、職業訓練機構又は政府機関の委託を受けた訓練、職業服務の機関(機構)が、その卒業生、修業生又は求職者に無料で服務を提供する場合はこの限りではない。(第 2 項)
	第 1 項の私立就業服務機構及びその支部機構の設立許可条件、期間、許可取消、許可書の更新及びその他管理事項の規程は、中央主務機関が定める。(第 3 項)
第 35 条	私立就業服務機構は、次の就業服務業務を営むことができる： 1. 職業紹介又は人事斡旋業務 2. 人材募集の受託 3. 国民の生涯計画を支援するための就職相談又は職業心理テスト 4. その他中央主務機関が指定する就業服務事項 (第 1 項)
	私立就業服務機構が営む前項の就業服務業務は料金を徴収することができる。その項目及び料金の金額は中央主務機関が定める。(第 2 項)
第 36 条	私立就業服務機構は、資格及び人数の規定に符合する就業服務専門担当者を置かなければならない。(第 1 項)
	前項の就業服務専門担当者の資格及び人数については、私立就業服務機構許可及び管理規程にて定める。(第 2 項)
第 37 条	就業服務専門担当者に次の事情があつてはならない： 1. 自己名義により他人が就業服務業務に従事することの許諾

	2. 法令に違反する業務の執行
第 38 条	<p>次の仲介業務を行う私立就業服務機構は、会社形態で組織されなければならない。但し、中央主務機関が設立する場合、又は中央主務機関が設立を許可し、それが指定又は委任する非営利機構又は団体の場合はこの限りではない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人の中華民国国内における就労の仲介 2. 香港又は澳門居民、中国地区人民の台湾地区における就労の仲介 3. 本国国民の台湾地区以外の地区における就労の仲介
第 39 条	<p>私立就業服務機構は規定に基づき各書類資料を備置き、保存しなければならず、主務機関の検査時に、これを回避、阻害又は拒絶してはならない。</p>
第 40 条	<p>私立就業服務機構及びその従業員が従事する就業服務業務に、次の事情があってはならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規定される使用者又は求職者との書面契約を締結せずに、仲介業務を行うこと 2. 不実又は第 5 条第 1 項の規定に違反する広告又は掲示 3. 求職者の意思に反し、その国民身分証、就労証明書又はその他証明書類の留置 4. 求職者の財物の留意、又は就職紹介の保証金の徴収 5. 規定標準以外の費用又はその他不当利益の要求、約定又は徴収 6. 不当利益の要求、約定又は交付 7. 求職者に対する公の秩序又は善良な風俗に反する労働の仲介 8. 外国人雇用の申請許可、募集、持込み、又は管理事項の処理の委任を受け、不実の資料又は健康検査検体を提供すること 9. 就業服務業務の処理に、恐喝、詐欺、不法行為又は背任の事情がある 10. 使用者の意思に反し、許可書類又はその他関連書類の留置 11. 主務機関が規定する報告表に規定通り記入しない、又は不実の記入がある 12. 規定通りに変更登記、営業停止の届出又は証書の更新又は再発行をしなかった場合 13. 規定通りに私立就業服務機構許可証、項目及び料金の明細書、就業服務専門担当者証書を掲示しなかった場合 14. 主務機関から営業停止処分を受け、その期限が到来していないにもかかわらず、営業を継続した場合 15. 就業服務業務の処理において、受任事務をまっとうせず、使用者をこの法律又はこの法律に基づき発令される命令に違反させた場合
第 41 条	<p>人材募集の広告記載又は伝播の委託を受けた場合、その広告の日から、委託者の氏名又は名称、住所、電話番号、国民身分証統一番号又は事業登記番号等の資料を 2 ヶ月間保存しなければならず、主務機関の検査時に、これを回避、阻害又は拒絶してはならない。</p>
第五章 外国人の雇用と管理	
第 42 条	<p>国民の労働権を保障するため、外国人の雇用は、本国人の就業機会、労働条件、国民経済発展及び社会の安定を妨げてはならない。</p>
第 43 条	<p>この法律に別段の規定がある場合を除き、外国人は使用者が許可を得ていない場合、中華民国国内で就労してはならない。</p>
第 44 条	<p>いかなる者も不法に外国人を在留させ就労させてはならない。</p>
第 45 条	<p>いかなる者も不法に外国人を他人のための就労に斡旋してはならない。</p>

<p>第 46 条</p>	<p>使用者が外国人を雇用し、中華民国国内において従事させる労働は、この法律に別段の規定がある場合を除き、次の各号の場合に限定される：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門性又は技術性の労働 2. 華僑又は外国人が政府から投資又は設立の認可を受けた事業の主管 3. 下記学校の教師： <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立又は公認私立大専(日本の短期大学に近い学制)以上の学校又は外国人のための学校の教師 (2) 公立又は公認私立高等学校以下の学校で外国語教師の免許をもつ教師 (3) 公立又は公認私立実験高等学校のバイリンガル部署又はバイリンガル学校の学科教師 4. 補習教育法に基づき公認された短期補習クラスの専門外国語教師 5. スポーツのコーチ及びスポーツ選手 6. 宗教、藝術及び芸能界の労働 7. 商船、作業船及びその他交通部から特別許可を得た船舶の船員 8. 海洋網漁の労働 9. 家政婦 10. 国の重要な建設工事又は経済社会発展の需要により、中央主務機関が指定する労働 11. その他労働の特殊性により、国内においてかかる人材が不足しており、業務上確かに外国人を雇用し労働に従事させる必要性があり、中央主務機関の特別案件により許可された場合 (第 1 項) <p>前項労働に従事する外国人の就労資格及び審査基準は、中央主務機関が中央目的事業主務機関と協議した上で定める。(第 2 項)</p> <p>使用者が第 1 項第 8 号から第 10 号の規定に基づき雇用する外国人は、書面労働契約を締結しなければならず、これは定期契約に限定される。期限を定めていない場合、就労許可の期限を労働契約の期限とする。更新の場合も同じとする。(第 3 項)</p>
<p>第 47 条</p>	<p>使用者が外国人を雇用し、前条第 1 項第 8 号から第 11 号の就労に従事させる場合、先ず合理的な労働条件により国内で募集を行い、その需要を満たすことができない場合において始めて、かかる不足人数について申請を行い、募集時に、その募集内容をその事業単位の組合又は労働者に通知し、外国人が就労する予定の場所を公告しなければならない。(第 1 項)</p> <p>使用者が前項規定により国内で募集を行う場合、公立就業服務機構が斡旋する求職者に対し、正当な理由なく、これを拒絶してはならない。(第 2 項)</p>
<p>第 48 条</p>	<p>使用者が外国人を雇用し労働させる場合、関連資料を具備し、中央主務機関に許可の申請を行わなければならない。但し、次の事由の一がある場合、許可の申請を行う必要はない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府及びそれに所属する学術研究機構が外国人を雇用し顧問又は研究の仕事を担当させる場合 2. 外国人が中華民国国内に戸籍をもつ国民と結婚し、居留権を得た場合 3. 国立又は公認私立大学において 6 ヶ月以内の短期講座、学術研究を行うため雇用され、教育部の認可を得た場合 (第 1 項) <p>前項の許可申請、許可取消およびその他関連する雇用管理の規程は、中央主務機関が中央目的事業主務機関と協議した上で定める。(第 2 項)</p> <p>第 1 項により雇用される外国人の入国後の健康検査管理規程は、中央主務機関が中央目的事業主務機関と</p>

	<p>協議した上で定める。(第3項)</p> <p>前項により雇用される外国人の入国後の健康検査は、中央衛生主務機関が指定する病院にて行わなければならない。指定を受けるための資格条件、指定、指定取消およびその他管理事項の規程は、中央衛生主務機関が定める。(第4項)</p> <p>雇用された外国人の健康検査不合格により出国が命じられた場合、使用者は直ちにそれに出国するよう督促しなければならない。(第5項)</p> <p>中央主務機関は、第46条第1項第8号から第11号の就労に従事する外国人につき、国及び人数を規定することができる。(第6項)</p>
第49条	<p>各国の駐台大使館、駐台外国機構、駐台国際組織及びその人員が、外国人を雇用し就労させる場合、外交部に許可を申請しなければならない。それが申請する許可、許可取消およびその他関連する雇用管理の規程は、外交部が中央主務機関と協議して定める。</p>
第50条	<p>使用者が次の学生に就労させる場合、第46条第1項の規定の制限を受けない。その就労時間は、夏・冬を除き、一週間あたり最長16時間とする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公立又は公認私立大専(日本の短期大学に近い学制)学院で学習する外国人留学生 2. 公立又は公認私立高等学校以上の学校で学習する華僑学生及びその他外国人学生
第51条	<p>使用者が次の外国人を雇用し就労させる場合、第46条第1項、第3項、第47条、第52条、第53条第3項、第4項、第57条第5号、第72条第4号及び第74条の規定の制限を受けず、第55条に規定する就業安定費の徴収が免除される：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居留権を得た難民 2. 中華民国国内での就労が連続して許可され、連続して満五年居留し、品行方正で且つ住所がある者 3. 中華民国内に戸籍のある直系血族との共同生活が認可された者 4. 永久居留権を得た者(第1項) <p>前項第1号、第3号及び第4号の外国人は、使用者の申請を経ずに、直接中央主務機関の許可を申請することができる。(第2項)</p> <p>外国法人が、請負、売買、技術提携等の契約を履行するために、外国人を中華民国国内において、第46条第1項第1号又は第2号の契約範囲内の就労に従事させ、中華民国国内において支店又は代表者事務所を設置していない場合、契約を締結する事業機構又は授權を受けた代理人は、第48条第2項及び第3項により発令された命令により許可を申請しなければならない。(第3項)</p>
第52条	<p>外国人が第46条第1項第1号から第7号及び第11号の就労に従事する場合、その許可期限は最長3年間であり、満期後引続き雇用する必要がある場合、使用者は延長の申請を行うことができる。(第1項)</p> <p>外国人が第46条第1項第8号から第10号の就労に従事する場合、その許可期限は最長2年間であり、満期後、使用者は一回延長することができ、その延長期間は1年を超えることができない。(第2項)</p> <p>重大特殊な事情がある場合、再延長を申請することができ、その機関は行政院の命令による。但し、重要な工事の場合、その再延長期間は最長6ヶ月までとする。(第3項)</p> <p>前項で毎年受入れることのできる総人数は、外国籍労働者雇用警戒指数に基づき、中央主務機関が関連機関、労働者、使用者、学者代表を招き協議を行う。(第4項)</p> <p>雇用された外国人がその雇用許可期間に法令違反がなく、雇用関係の終止、雇用許可期間の満期による出国、又は健康検査の不合格により帰国治療し、再検査の結果合格した者については、再入国し就労することが</p>

	<p>できる。但し、第 46 条第 1 項第 8 号から第 10 号に規定する労働に従事する外国人については、出国すべき日の翌日に再入国し就労することができ、その中華民国内での就労期間は、累積して 9 年を超えてはならない。</p>
第 53 条	<p>使用者が雇用する外国人が、雇用許可の有効期間において、使用者の変更又は二つ以上の使用者に雇用される必要がある場合、新規使用者が許可を申請しなければならない。使用者の変更を申請する場合、新規使用者は、雇用する外国人の退職証明書類を添付しなければならない。(第 1 項)</p> <p>第 51 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号規定の外国人が既に中央主務機関の許可を取得済みである場合、前項の規定は適用しない。(第 2 項)</p> <p>第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号規定の労働に従事する外国人が使用者又は労働を変更する場合、同情同項第 8 号から第 11 号規定の労働に従事することができない。(第 3 項)</p> <p>第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号規定の労働に従事する外国人は、使用者又は労働を変更してはならない。但し、第 59 条第 1 項各号規定の事由があり、中央主務機関の許可を得た場合はこの限りではない。(第 4 項)</p> <p>前項の雇用外国人が許可を得た上で使用者又は労働を変更した場合、その雇用期間は併せて計算しなければならず、第 52 条規定の制限を受ける。(第 5 項)</p>
第 54 条	<p>使用者が、外国人を雇用し第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号の労働に従事させるにあたり、次の事情の一がある場合、中央主務機関は募集許可、雇用許可又は雇用延長許可を出してはならない。それが既に許可した募集許可は、導入を中止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人が就労する予定であった場所に、第 10 条規定の同盟罷工又は労使紛争の事情がある場合 2. 国内募集時に、正当な理由なく、公立就業服務機構が斡旋する人員又は自ら使用者に応募した者の雇用を拒絶する場合 3. 雇用する外国人が行方不明又は蔵匿する外国人が一定の人数又は比率に達する場合 4. 嘗て、不法に外国人を雇用し就労させた場合 5. 嘗て、外国人労働者を不法解雇した場合 6. 外国人を雇用することで、本国労働者の労働条件を低下させ、当地主務期間の調査を経て事実であること判明した場合 7. 雇用する外国人が社会の安定を乱し、社会秩序維持法に基づき処された場合 8. 嘗て、外国人の旅券、居留証又は財物を不法に留置した場合 9. 雇用する外国人を国外に退去させるための旅費及び収容期間の必要費用を、期限内に納付しなかった場合 10. 外国人募集を委任した際に、私立就業服務機構に対し、不当利益を要求、約定又は受領した場合 11. 外国人の雇用手続に伴う許可申請、応募、受入れまたは管理事項について、不実の資料を提供した場合 12. 不実の求人募集広告を載せた場合 13. 申請規定に符合せず、期限内の補正しなかった場合 14. この法律又は第 48 条第 2 項、第 3 項、第 49 条で発令される命令に違反した場合 15. その他労働者保護の法令に違反し、事情が重大な場合(第 1 項) <p>前項第 3 号から第 15 号で規定する事由は、申請日の前二年内に発生したものに限られる。(第 2 項)</p> <p>第 1 項第 3 号の人数、比率は中央主務機関が公告する。(第 3 項)</p>
第 55 条	<p>使用者が外国人を雇用し、第 46 条第 1 項第 8 号から第 10 号に規定する労働に従事させる場合、中央主務機関が設置する就業安定基金専用口座に、就業安定費を納付しなければならず、国民就労の促進、労働者の福祉向上の強化、及び外国人雇用管理事務の処理のために用いる。(第 1 項)</p>

	<p>前項就業安定費の金額は、中央主務機関が国家経済発展、労働供給需要及び関連する労働条件を考慮し、その業種別及び労働性質に基づき関連機関と協議し定める。(第2項)</p> <p>第1項で雇用する外国人が、連続して3日間欠勤し音信不通となるか、或いは雇用関係終止の事情があり、使用者が規定に基づき通知し、雇用許可を取消した場合、使用者は就業安定費を納付する必要はない。(第3項)</p> <p>使用者が規定に基づき期限通りに職業安定費を納付しなかった場合、30日の納付猶予を認めることができる。ただし、かかる猶予期間内に納付しなかった場合、猶予期間満期の翌日から完納した日の前日まで、超過1日につき、未納分の就業安定費の100分の1の滞納金を徴収する。但し、滞納金の上限は、未納分の就業安定費を超えてはならない。(第4項)</p> <p>前項の滞納金の徴収から30日後においても使用者がこれを納付しなかった場合、中央主務機関は未納分の就業安定費及び滞納金を強制執行のために移送し、その雇用許可の一部又は全部を廃止することができる。(第5項)</p> <p>主務機関は、基金の運用状況及び関連会議の記録を定期的にインターネット上で公告しなければならない。(第6項)</p>
第56条	<p>雇用する外国人が連続して3日間欠勤し音信不通となるか、或いは雇用関係終止の事情がある場合、使用者は3日以内に当地主務機関及び警察機関に書面通知しなければならない。</p>
第57条	<p>使用者が外国人を雇用する場合、次の事由があってはならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人を許可無しに、又は許可の失効後に雇用し、又は他人が雇用申請をする外国人を雇用すること 2. 本人名義で雇用した外国人を、他人のために就労させること 3. 雇用した外国人を、許可範囲以外の労働に従事させること 4. 第46条第1項第8号から第10号の労働に従事する外国人の就労場所を許可無しに変更すること 5. 雇用した労働者に規定の健康検査を受けさせない、又は健康検査結果を衛生主務機関に届出ないこと 6. 外国人の雇用により、本国労働者の解雇又は労働契約の終止という結果をまねくこと 7. 雇用した外国人に対し、暴力/脅迫又はその他違法の方法により、労働を強制すること 8. 雇用する外国人の旅券、居留証又は財物を不法に留置すること 9. その他この法律又はこの法律により発令される命令への違反
第58条	<p>外国人が雇用許可の有効期間中に、使用者の責に帰さない原因により出国又は死亡した場合、使用者は中央主務機関に交替者の申請をすることができる。(第1項)</p> <p>使用者が雇用する外国人が、第46条第1項第10号指定の家庭看護の労働に従事し、使用者の責に帰さない原因により、次の事情の一がある場合、中央主務機関に交替者の申請をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人が出入国する飛行場又は収用単位において行方不明になり、規定に基づき警察機関に通知した場合 2. 外国人が使用者の所で行方不明になり、規定に基づき警察機関に通知し、6ヶ月を過ぎても身元が(第2項) <p>前二項の交替者の雇用許可期間は、元々の雇用許可期間の補足に限られる。元々の雇用許可の残余期間が6ヶ月に満たない場合、交替することはできない。(第3項)</p> <p>この法律の中華民國96年5月4日修正の発効前において、使用者が雇用する外国人が行方不明となり、規定に基づき警察機関に通知した場合、第2項の規定を適用する。(第4項)</p>

<p>第 59 条</p>	<p>外国人が第 46 条第 1 項第 8 号から第 11 号の労働に従事し、次の事情の一がある場合、中央主務機関の許可を得て、使用者又は労働を変更することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用者又は被看護者が死亡又は移民した場合 2. 船舶の差押、沈没又は修理により作業が継続できない場合 3. 使用者が、工場閉鎖、廃業又は労働契約に基づく労働報酬を給付せず労働契約を終止した場合 4. その他雇用された外国人の責に帰さない事由がある場合(第 1 項) <p>前項の使用人又は労働の変更に関する手続は、中央主務機関が別途定める。(第 2 項)</p>
<p>第 60 条</p>	<p>使用者が雇用する外国人が、警察機関から規定に基づき国外退去となった場合、その退去に必要な旅費及び収容期間の必要費用は、次の順序の者により負担しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人を不法に在留、雇用又は斡旋し労働させた者 2. 退去事由の責任がある使用者 3. 退去させられた外国人 (第 1 項) <p>前項第 1 号において数名いる場合、連帯して責任を負わなければならない。(第 2 項)</p> <p>第 1 項の費用は、就業安定基金によりまず立替、立替後、かかる基金の主務機関が負担すべき者に期限内の納付を通知する。期限内に納付しない場合、強制執行のため移送する。(第 3 項)</p> <p>使用者が納める保証金は、保証金納付の関連証明を添えて、中央主務機関に返還の申請を行うことができる。(第 4 項)</p>
<p>第 61 条</p>	<p>外国人がその雇用期間に死亡した場合、使用者が葬祭に関する事務を処理しなければならない。</p>
<p>第 62 条</p>	<p>主務機関、警察機関又は海岸巡回防衛機関は、証明書類を携帯する人員を外国人の就労場所又は外国人の不法労働が疑われる場所に派遣し、検査を行うことができる。(第 1 項)</p> <p>前項の検査を、使用者は回避、阻害又は拒絶してはならない。(第 2 項)</p>
<p>第六章 罰則</p>	
<p>第 63 条</p>	<p>第 44 条又は第 57 条第 1 号、第 2 号の規定に違反する場合、NT\$15 万以上 NT\$75 万以下の過料に処す。5 年以内の再犯は、3 年以下の有期懲役、拘留、又は、NT\$120 万以下の罰金を科す、又はこれを併科する。(第 1 項)</p> <p>法人の代表、法人又は自然人の代理人、被雇用者またはその他従業員が、業務執行にあたり、第 44 条又は第 57 条第 1 号、第 2 号の規定に違反した場合、前項の規定に基づきその行為者を処罰するほか、かかる法人又は自然人に対しても同じく、前項の過料又は罰金を科す。(第 2 項)</p>
<p>第 64 条</p>	<p>第 45 条の規定に違反する場合、NT\$10 万以上 NT\$50 万以下の過料に処す。5 年以内の再犯は、1 年以下の有期懲役、拘留、又は、NT\$60 万以下の罰金を科す、又はこれを併科する。(第 1 項)</p> <p>営利を意図とした第 45 条の規定の違反については、3 年以下の有期懲役、拘留、又は、NT\$120 万以下の罰金を科す、又はこれを併科する。(第 2 項)</p> <p>法人の代表、法人又は自然人の代理人、被雇用者またはその他従業員が、業務執行にあたり、第 45 条の規定に違反した場合、前二項の規定に基づきその行為者を処罰するほか、かかる法人又は自然人に対しても同じく、前項の過料又は罰金を科す。(第 3 項)</p>
<p>第 65 条</p>	<p>第 5 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 34 条第 2 項、第 40 条第 2 号、第 7 号から第 9 号の規定に違反する場合、NT\$30 万以上 NT\$150 万以下の過料に処す。(第 1 項)</p> <p>許可無しに、就業服務業務に従事し、第 40 条第 2 号、第 7 号から第 9 号の規定に違反する場合、前項の規</p>

	定により処罰する。(第2項)
第66条	<p>第40条第5号の規定の違反は、規定標準以外の費用又はその他不当利益の要求、約定又は徴収、或いはその他不当利益相当の金額に基づき、10倍から20倍の過料に処す。(第1項)</p> <p>許可無しに、就業服務業務に従事し、第40条第5号の規定に違反する場合、前項の規定により処罰する。(第2項)</p>
第67条	<p>第5条第2項第2号、第3号、第10条、第36条第1項、第37条、第39条、第40条第1号、第3号、第4号、第6号、第10号から第15号、第57条第5号、第8号、第9号又は第62条第2項の規定に違反する場合、NT\$6万以上NT\$30万以下の過料に処す。(第1項)</p> <p>許可無しに、就業服務業務に従事し、第40条第1号、第3号、第4号、第6号又は第10号の規定に違反する場合、前項の規定により処罰する。(第2項)</p>
第68条	<p>第9条、第33条第1項、第41条、第43条、第56条、第57条第3号、第4号又は第61条の規定に違反する場合、NT\$3万以上NT\$15万以下の過料に処す。(第1項)</p> <p>第57条第6号の違反は、被解雇又は労働契約を終了した人数に応じ、一人につきNT\$2万以上NT\$10万以下の過料に処す。(第2項)</p> <p>第43条の規定に違反する外国人については、直ちに出国するよう命じ、中華民国内で再度就労することはできない。(第3項)</p> <p>第43条の規定の違反、又は第74条第1項、第2項に規定する事由のある外国人は、期限内に出国するよう命じ、期限内に出国しない場合、警察機関は強制退去させ、出国まで警察機関で収容することができる。(第4項)</p>
第69条	<p>私立就業服務機構に次の事由の一がある場合、主務機関は1年以下の営業停止処分を処すことができる:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第40条第4号から第6号、第8号又は第45条の規定に違反した場合 2. 同じ事由により、3回の過料処分を受けても尚も是正しなかった場合 3. 1年以内において4回以上の過料処分を受けた場合
第70条	<p>私立就業服務機構に次の事由の一がある場合、主務機関はその設立許可を廃止することができる:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第38条、第40条第2号、第7号、第9号又は第14号の規定に違反した場合 2. 1年以内において、2回以上の営業停止処分を受けた場合(第1項) <p>私立就業服務機構により設立許可が廃止された場合、その責任者又は代表者による2年以内の私立就業服務機構の設立の申請を、主務機関は受理してはならない。(第2項)</p>
第71条	<p>就業服務専門担当者が第37条の規定に違反した場合、中央主務機関はその就業服務専門担当者の証書を廃止しなければならない。</p>
第72条	<p>使用者に次の事由の一がある場合、その募集許可及び雇用許可の一部又は全部を取消さなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第54条第1項の各号に定める事由の一がある場合 2. 第57条第1号、第2号、第6号から第9号規定の事由の一がある場合 3. 第57条第3号、第4号規定の事由の一があり、期限内に是正しなかった場合 4. 第57条第5号の規定の事由があり、衛生主務機関からの処理通知を経ても取り扱わなかった場合 5. 第60条の規定に違反した場合
第73条	<p>使用者が雇用する外国人に次の事由の一がある場合、その雇用許可を取消さなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可申請をした使用者以外での就労

	<p>2. 使用者の指示に反し、自ら許可以外の労働に従事した場合</p> <p>3. 3日連続で欠勤し音信不通となるか、或いは雇用関係を終了した場合</p> <p>4. 健康検査受診の拒絶、不実の検体の提供、検査不合格、身心状況がその労働に堪えることができない場合、又は中央主務機関指定の伝染病に罹患した場合</p> <p>5. 第48条第2項、第3項、第49条で発令された命令に違反し、事情が重大な場合</p> <p>6. その他中華民國の法令に違反し、事情が重大な場合</p> <p>7. 規定により提供すべき資料の提供拒絶又は不実の資料の提供</p>
第74条	<p>雇用許可期間の満了又は前条規定により雇用許可が取消された外国人は、この法律に別段の規定がある場合を除き、直ちにそれに出国を命じなければならない。中華民國内で再度就労することはできない。(第1項)</p> <p>雇用された外国人が3日連続で欠勤し音信不通となる場合、雇用許可取消前に、出入国業務の主務機関はそれに出国を命じることができる。(第2項)</p> <p>次の事由の一がある場合、第1項の出国命令に関わる規定は適用しない:</p> <p>1. この法律規定により雇用され労働に従事する外国人留学生、華僑学生において、雇用許可期間の満了又は前条第1号から第5号の規定する事由の一がある場合</p> <p>2. 雇用される外国人が被雇用期間において、規定に基づく定期健康検査を受けない又は健康検査不合格で、衛生主務機関からの再検査に同意し、再検査の結果合格した場合 (第3項)</p>
第75条	この法律で定める過料は、直轄市及び県(市)の主務機関が処罰する。
第76条	この法律により書された過料を期限内に納めない場合、強制執行のため移送する。
<p>第七章 附則</p>	
第77条	この法律の改定施行前において既に関連法令に基づき、中華民國国内での労働従事の申請許可を得ている外国人は、この法律の改定施行後、従来許可済みの就労期間が満期ではない場合、その満期前において、この法律で規定する許可申請が免除される。
第78条	<p>各国の駐台大使館、駐台外国機構、駐台国際組織人員の家族又はその他外交部の特別事案で中央主務機関に届出をした外国人について、それが中華民國国内で就労する必要がある場合、かかる外国人は外交部に許可を申請しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の外国人が中華民國国内で就労する場合、第46条から第48条、第50条、第52条から第56条、第58条から第61条及び第74条の規定は適用しない。(第2項)</p> <p>第1項の許可申請、許可の取消及びその他遵守すべき事項に関する規程は、外交部が中央主務機関と協議し定める。(第3項)</p>
第79条	無国籍者、中華民國と外国国籍の二重国籍をもち、国内に戸籍を持たない者が、雇用され就労する場合、この法律の外国人に関する規定に基づき処理する。
第80条	中国地区の人民が雇用され台湾地区における就労にかかる雇用及び管理については、法律に別段の規定がある場合を除き、第五章の関連規定を準用する。
第81条	主務機関がこの法律規定に基づき受理する許可申請及び旅券の発給について、審査費用及び証明費用を徴収しなければならない。かかる費用の金額については、中央主務機関が定める。
第82条	この法律の施行細則は、中央主務機関が定める。
第83条	この法律に施行日は、中華民國91年1月21日付け改定公布の第48条第1項から第3項規定が行政院の命令により定められる場合、及び中華民國95年5月5日付け改定の条文が中華民國95年7月1日から

施行される場合を除き、公布日から施行する。

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台灣通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

The logo consists of the letters 'T', 'H', and 'Y' in a bold, blocky, sans-serif font. The letters are filled with a dense, grey stippled pattern. The 'T' is on the left, the 'H' is in the middle, and the 'Y' is on the right. The letters are slightly tilted upwards from left to right.